

## **(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の制定に向けたパブリック・コメントの実施について**

町会・自治会の活性化を図ることにより、安全・安心で快適な暮らしやすいまちを実現するため、「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」(以下「条例」という。)の制定に向け、令和5年10月に検討委員会を設置し、これまで検討を行ってきた。また、町会・自治会の方々に対して、条例の意義や目的の理解促進を図るとともに、町会・自治会活動の現状や課題についてのご意見を条例に反映するため、10地区での意見交換会を令和5年8月と令和6年1月の2回開催した。

令和6年第4回定例会への上程に向けて、5月から6月にかけて、10地区の町会・自治会との意見交換会を開催し、そこでのご意見を踏まえ、条例(素案)を作成したため、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、広く区民からの意見を求める。

### 記

#### **1 条例制定の背景**

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきた。町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在である。しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがある。

区民や地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することで、安全・安心で暮らしやすいまちの実現を目指す必要がある。

#### **2 条例制定の目的**

町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主、マンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等その他地域活動団体の役割及び新宿区の責務を明らかにするとともに、区、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現を目指すことを目的とする。

### 3 条例(素案)の概要(別紙1-1,1-2)

- I 前文
- II 総則 目的、定義、基本理念
- III 役割 ①町会・自治会 ②区民 ③事業者 ④マンション等建築主  
⑤マンション等管理者等 ⑥小中学校・高校 ⑦大学・専修学校等  
⑧地域活動団体
- IV 区の責務
- V 施策の推進

### 4 これまでの経緯

令和5年 7月	新宿区区民意識調査
8月	第1回 町会・自治会との意見交換会(10地区)
10月	条例検討委員会 設置 (令和5年度は10月、12月、3月の計3回開催)
11月	事業者等ヒアリング
令和6年 1月	第2回 町会・自治会との意見交換会(10地区)
2月	マンション管理組合等アンケート
3月	条例骨子のとりまとめ、区民の皆様への中間報告会
5月	第4回 条例検討委員会
5月～6月	第3回 町会・自治会との意見交換会(10地区)

### 5 パブリック・コメント及び説明会の実施(別紙2)

- (1) 実施期間  
令和6年7月15日(月・祝)から令和6年8月14日(水)まで
- (2) 意見書の提出方法  
7月15日号の広報新宿及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、区ホームページ及び地域コミュニティ課窓口で受付
- (3) 閲覧場所等  
以下の場所で閲覧に供するとともに、区ホームページで公表する。  
地域コミュニティ課、特別出張所、区政情報課、区政情報センター、区立図書館
- (4) 説明会  
全2回(各1時間30分程度)
  - ①8月3日(土)10時30分～ 教育センター大研修室  
※マンション関連事業者、マンション管理組合、マンション管理会社向け(左記以外の方も参加可能)
  - ②8月6日(火)19時～ 教育センター大研修室  
※事業者向け(左記以外の方も参加可能)

## 6 今後のスケジュール

令和6年	7月10日(水)	総務区民委員会へ報告
	7月15日(月)～	パブリック・コメント及び地域説明会の実施
	8月14日(水)	
	10月24日(木)	第6回条例検討委員会
	10月	調整会議(パブリック・コメントの実施結果)
	11月	政策経営会議(同上)
		総務区民委員会へ報告(同上)
		第4回定例会へ条例(案)を議案として提出
	12月	条例の公布予定
令和7年	1月	第7回条例検討委員会
	4月	条例の施行予定